

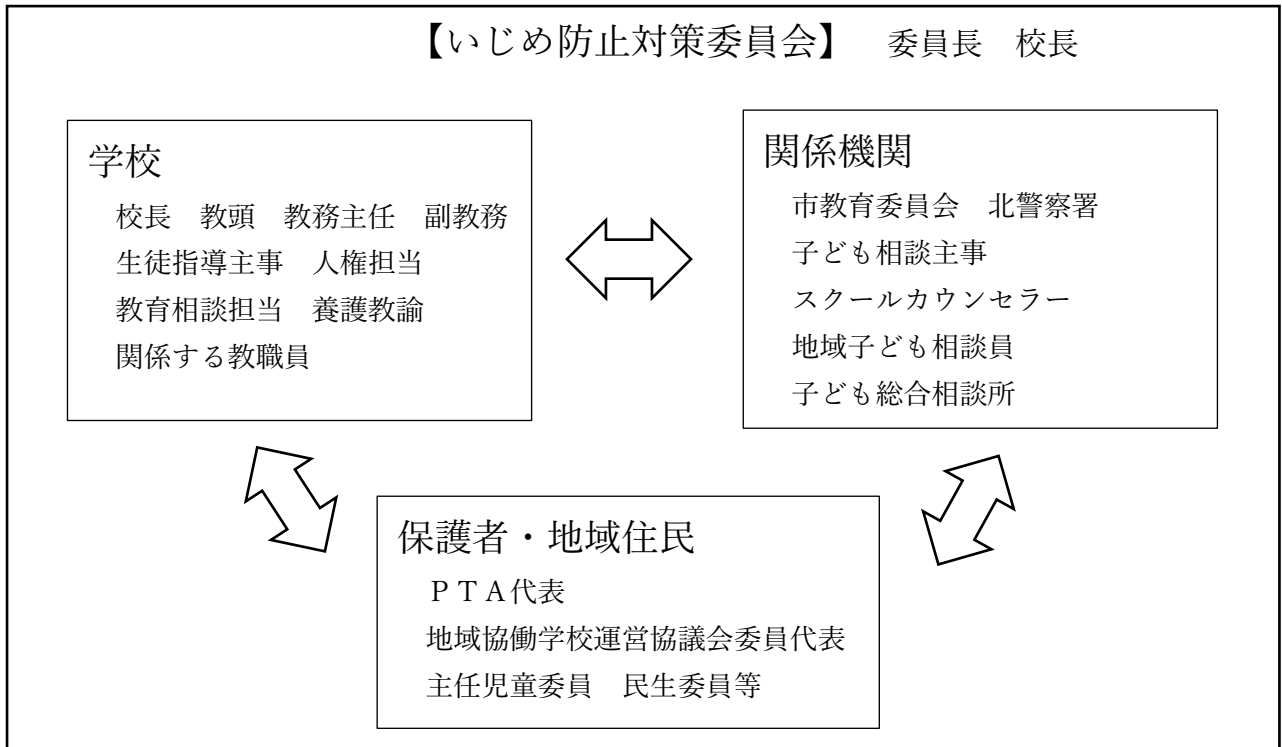
# 「学校いじめ防止基本方針」

岡山市立御津小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 組織



## 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応

### (1) 未然防止

#### ○学習の充実

- ・すべての児童が参加、活躍できる授業を目指す。
- ・基礎的・基本的事項の繰り返し指導を行い、学習内容の定着を図る。
- ・コミュニケーション能力を育むために、自分の言葉で自分の考えを発表する学び合いの場を授業に設定する。

#### ○道徳教育の充実

- ・「命の大切さ」「相手を思いやる心」などの道徳的価値観をもち、実践していこうとする資質を育む。

#### ○特別活動の充実

- ・いじめをしない、許さないという学級の雰囲気作りに努める。
- ・集団生活を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすることや相手を思いやる心、優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な活動を計画的に行う。

#### ○その他

- ・教育・心理検査で児童個々の状況を客観的に診断・分析し、見過ごしてしまいそうな課題や児童の内面を意識して把握できるようにする。また、それらの診断・分析結果を学級活動や学習指導に反映させ、より望ましい集団づくりに努める。

- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい使い方とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。
- ・教員に向けて、児童理解や人間関係づくりに関する研修会や、児童が抱える問題を話し合う場を設け、未然防止のための情報を共通理解できるようにする。
- ・教育講演会などを開き、児童を取り巻く問題や人権についての意識・認識を保護者と共に高めることができるようにする。

## (2) 早期発見

### ○日々の観察

- ・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであるという認識をもつ。
- ・担任以外の教員の気付きを軽視せず、貴重な情報として児童観察に生かす。
- ・児童の不満や人間関係の変化などに気付くことができるように、生活の中で見られる些細なサインを敏感にキャッチできるようにアンテナを張る。
- ・ふざけ合いやけんかの中にも、いじめが発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し、いじめに当たるかどうかの判断を行う。また、その際は特定の教員で判断することなく、組織として対応する。

### ○教育相談の実施

- ・5月・10月に教育相談週間を設け、全校児童を対象に一人ずつ時間をとって生活状況や悩み、人間関係の変化などについて児童の思いを知り、必要に応じて知り得た情報を教員間で共有する。
- ・毎月、スクールカウンセラーによる教育相談（希望制）を実施する。

### ○心の健康観察の実施

- ・原則、毎週火曜日に心の健康観察を実施する。

### ○保護者や地域との連携

- ・学級懇談や連絡帳・電話・学年便り・学校便りなどにより、保護者が気軽に話しやすい環境を整え、些細な相談にも耳を傾けて早期発見に努める。
- ・地域からの通告があった場合には、速やかに対応し、確かな内容やその後の経過を報告する。

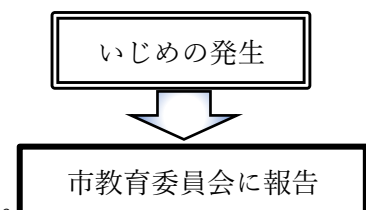
## (3) 早期対応

### ○正確な実態把握

- ・早急に（原則として、その日のうちに）当該者、まわりの児童、学級の児童から個別に情報を聞き取り、内容を記録し、対応する。
- ・場合によっては、複数教員で分担して聞き取りを行う。

### ○児童への指導・支援

- ・いじめ防止対策委員会をもち、個人情報に配慮しながら情報を共有し、指導体制や方針を決定する。
- ・必要に応じて、市教育委員会や専門家の協力も得ながらきめ細やかな支援体制をつくる。
- ・いじめられた児童や知らせに来た児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を促す指導を行う。
- ・いじめのない学校をつくるため、継続的に指導・支援を行う。
- ・問題発生の疑いが生じた場合は、臨時にいじめ防止対策委員会をもつ。



## 4 重大事態への対応

「重大事態」とは

- (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態の発生

※教育委員会によって調査の主体

(学校・教育委員会のどちらにあるか)を判断する。

市教育委員会に報告

学校が調査主体の場合

### ① 学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

※教育委員会の指導・支援のもと、必要な調査を実施し、早急な対応をとる。

### ② 事実関係を明確にするための調査を実施

※調査を開始する前、いじめを受けたとされる児童および保護者に対して調査方針の説明を行い、児童及び保護者の意向を踏まえ、本人に寄り添った対応を行う。

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にす。

### ③ いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※調査に係る情報提供及びその調査結果は、個人情報の保護に関する法律に照らして、適切に行う。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

### ④ 調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

### ⑤ 調査結果を踏まえた適切な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施・検証を行う。

教育委員会が調査主体の場合・・・教育委員会の指示のもと、資料提出など調査に協力する。